

第20回 公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会		
開催日時	令和7年10月9日(木) 午後1時30分	
出席議員	委員長 古賀 世章 副委員長 白根 美穂 委員 實藤 量徳 委員 平山 賢治 委員 河野 政之 (議長) 高橋 直也	
欠席議員		
事務局職員	議会事務局長 山田 恭恵 稻員 美佳	

(午前1時30分開会)

○古賀世章委員長 皆さん、こんにちは。時間になりましたので、公金の支出及び職員の懲戒規程等に関する調査特別委員会を開会いたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、本日の議事に入ります。

まず1番目に、「提出した書類の複写」について。

令和7年9月30日付、「大刀洗町が提出した記録の閲覧・複写について」が大刀洗町第三者調査委員会と称するところから届きまして、資料の閲覧・複写を求められた件についてでございます。

百条委員会からは、大刀洗町第三者調査委員会と称するところの権限について御教示いただいたところ、大刀洗町第三者調査委員会と称するところは、「当委員会の調査は大刀洗町との契約によるものであり、法令に基づくものではありませんので、全て任意の協力を得て実施することになります」と言っております。

そのことにつきまして、10月7日火曜日でございましたが、百条調査特別委員会を開催し、法的助言者に相談することを委員会で決議し、委員長と副委員長で相談してまいりましたが、委員会内でも御意見を出していただこうというふうに思っておるところでございます。委員の皆さん、何か御意見等はございませんでしょうか、よろしくお願ひいたします。どなたか御意見があれば、御遠慮なくお願いをいたします。白根副委員長、お願いをいたします。

○白根美穂副委員長 今回設置された第三者委員会に関しまして、条例ではなくて、要綱で町のほうが設置されるというか、そういう形になっております。日弁連のほうにも地方公共団体における第三者委員会の指針というものが出ておりまして、条例の根拠なしに複数のものと委託契約することについて留意が促されております。このことで、今回町側が設置された第三者委員会が違法と評価される可能性があるとの指摘もあっておりますので、これに対して、第三者委員会に対してのこちら側の対応も留意すべきではないかと考えます。

○古賀世章委員長 平山委員、お願いします。

○平山賢治委員 一つは、今副委員長がおっしゃるように、一連の報道ですね、それから法的助言者の馬奈木昭雄弁護士からの指摘もあるとおり、この第三者委員会と称する団体が法的な根拠があるものかどうか、この疑問が1点です。

町は、日弁連の第三者委員会に関する指針を設置根拠としていますが、その第三者委員会の指針の中にも違法の指摘の留意点があるということと、そもそも日弁連の指針作成に関わった幸田教授が、条例なき第三者委員会は違法だと明解に論じていらっしゃいます。そうしますと、根拠に違法の疑いのある団体に対して、我々が町からお預かりしている資料をお渡ししてもいいものかどうか、私たちにそのような権限があるのか、それがちょっと分かりません。そうしますと、

何の根拠もない団体に対して、我々がお預かりしている町の機密を含むような重要書類をお渡ししたということになつてしまふと、我々の責任問題にもなりかねませんので、この辺に関しては、もう少し第三者委員会と称するものがどういう根拠を持って我々に対して資料を請求しているものかというのは、もう少しよく調査する必要が——しないと、我々の責任が逆に問われることになるんじゃないかと思います。

まず、以上です。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。確かにおっしゃるとおりだと思いますけれども、もう少し時間をかけて確認とか調査、これが必要じゃないかという御意見でございました。

そのほかどなたか御意見があればお願ひをいたします。よろしいですか。平山委員、お願ひします。

○平山賢治委員 おとといですかね、7日の全員協議会において、第三者委員会については町の総務課長に説明を求めましたが、その大きな理由というのは、条例を策定するいとまがないというので、8月5日に記者会見をして、2日後には決裁をしたと——予備費ですかね。

○古賀世章委員長 はい、予備費ですね。

○平山賢治委員 予備費については時間、いとまがないということで、議会にもかけず、最大1,000万円の予備費から流用なさるということを8月5日の2日後にはそういう起案がなされて、9月議会においても一切そういうような公式な報告もありませんでした。

そうなると、町長は今までおやりになっていることは一貫しております、すなわち法を守らうとしない。それから根拠もなく公金を支出して保身のために使うと。この第三者委員会設置も、この町長の一貫した流れの中で議会の議決や条例設置、予算議決もなしに設置され、我々が調査中のものについて同時に調査するというような、もう前代未聞の状況であります。恐らく日本全国を見渡しても、例のないような行為だろうと思ひますので、我々も慎重に対応する必要がありますし、今回の大刀洗のケースは、もう全部行政実例に新規の事例として載るような例になろうと思いますから、そういう点でも、やはり町長がおやりになっていることについて、よく議論をして、我々が逆に法を踏み外すような対応はないように慎重に考えていくべきだらうと思っています。

以上です。

○古賀世章委員長 ありがとうございました。それにつきましても、もうちょっと時間をかけて議論をする必要があるんじゃないかというふうな御意見でございました。

ほかに。白根副委員長。

○白根美穂副委員長 問題点としてですね、私たちの今までの調査段階におきましても、やはり共通して明らかになった行政側の問題点と言えるのは、やはり法の規定やルールに従わなくとも許

されるというようなですね、そういうところの考え方がやはり根本で問題になって、同じように町長もやはり法に則らずに要綱で第三者委員会を設置したというところ、その根本的な考え方ですね、やはりつながってきているものだと考えます。

○古賀世章委員長 ありがとうございます。そのほか、どなたか。

私から 1 点ございますがよろしいでしょうか。

第三者調査委員会を設置する場合の規定みたいなのを、先ほど平山委員のほうからもお話がありましたけど、指針策定の趣旨というようなところの要旨で書いてありますけれども、これはですね、地方自治法の138条あるいは202条ですか、附属機関として第三者調査委員会を設置する場合と。これも基本的にはですね、きちんとした法令に則った形で設置するというふうなことになろうかと思うんですけども、この場合はですね、やはり附属機関として、これを行うということであれば、調査の主体は第三者調査委員会であるということでありまして、この委員会を構成する委員は、地方公共団体の長——いわゆる町長ですけれども——などから任命をされた非常勤の特別職公務員であるということがうたってあります。

したがいまして、これがない今回はですね、何も法的根拠のないような形でつくられているということですけれども。いわゆる附属機関として第三者調査委員会を設置する場合は、条例の根拠が必要であると言われております。やはりこういうことをやらないと趣旨を全うすることはできないんじゃないかなというふうに考えます。

ただ、今回はですね、調査を委託する人は、各個人というのかな、4人おられるんですけれども、別々に契約をされて、結局調査の主体は受託者であるというふうなことでございまして、やはりこれには法的な根拠というのがやっぱり認められないということで問題になる可能性があるんじゃないかなうかと。したがって、やはりここがどうかというのは、もうちょっと時間をかけながら議論をやったほうがいいんじゃないかなというふうに私は思ったところでございます。

以上です。

ほかにどなたか。よろしいですか。

(なし)

○古賀世章委員長 ありがとうございました。

それでは、いろいろな御意見を出していただきましたが、どうも本日の議決は困難であると考えますので、本日は議決をしないということにしたいと思います。本日は議決をしないということで御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 ありがとうございます。異議なしということですので、この件につきましては以上で終わります。

次に、2番目の資料の請求についてでございますが、現在チームに分かれて並行して調査を進めておりますが、委員より、かてての通帳から [REDACTED] に送金されている件で資料が頂きたいとのことでございました。したがいまして、かてての通帳に記載されております大刀洗マルシェかてて、旧名称さくら市場と [REDACTED]との取引について、発注書と発注明細書など、それから納品書と納品明細書等、そして請求書と請求明細書等、原本の一式の資料の請求をしようと考えておりますがいかがでしょうか。御意見を求めます。御意見ございませんでしょうか。よろしいですか。御意見ございませんでしょうか。

(なし)

○古賀世章委員長 意見なしということで、今申し上げた記録につきましては、執行部に対し、地方自治法第100条の第1項に基づき、10月17日金曜日までに記録の提出を求めるといいますが、これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。

なお、正当な理由がなく記録の提出をしない場合は、地方自治法第100条第3項の規定により6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処せられることがあることを申し添えます。

次に、3番目として、その他でございますが、何かございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○古賀世章委員長 ないということでございます。

それでは、次回の予定でございますが、次回は10月17日金曜日でございますが、13時30分から委員会を行いたいと思います。議題は、本日1番目の項目で討議いたしました事項の議決が中心となろうかと思います。そして、その委員会が終わった後には、終了後には記者会見を行いたいということで考えておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

「異議なし」の声あり)

○古賀世章委員長 ありがとうございました。では、次回は10月17日13時30分より委員会を、場所はこの協議会室で行いたいと思います。

ほかに、どなたか何かございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○古賀世章委員長 ないようであれば、以上で本日の調査特別委員会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

(午後1時51分閉会)